

## ②中華人民共和国商標法<sup>1</sup>

1. 1982年8月23日第5期全国人民代表大会常務委員会第24回会議で可決された。
2. 1993年2月22日第7期全国人民代表大会常務委員会第30回会議「中華人民共和国商標法」の改正に関する決定により第1回改正された。
3. 2001年10月27日第9期全国人民代表大会常務委員会第24回会議「中華人民共和国商標法」の改正に関する決定により第2回改正された。
4. 2013年8月30日第12期全国人民代表大会常務委員会第4回会議「中華人民共和国商標法」の改正に関する決定により第3回改正された。
5. 2019年4月23日第13期全国人民代表大会常務委員会10回会議「中華人民共和国建築法」等8部の法律の改正に関する決定により第4回改正された。
6. 2026年6月26日第14期全国人民代表大会常務委員会23回会議により改正された。

### 目 次

- 第一章 総則
- 第二章 商標登録の要件
- 第三章 商標登録の出願
- 第四章 商標登録の審査と許可<sup>2</sup>
- 第五章 登録商標の存続期間の更新、変更、譲渡及び抹消
- 第六章 登録商標の無効宣告
- 第七章 商標の管理
- 第八章 登録商標専用権の保護
- 第九章 附則

### 第一章 総則

**第1条** 登録商標専用権を保護し、商標管理を強化し、商標の登録と使用を規範化し、生産事業者の商品及び役務の品質保証を促すことにより、商標の信用を保護し、もって消費者と生産事業者の利益を保障し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するために、この法律を制定する。

**第2条** この法律で商標とは、商品又は役務の出所の識別と区別のために用いられる標章を指し、商品商標と役務商標を含む。この法律における商品商標に関する規定は役務商標にも適用する。

2 この法律で商標の使用とは、商標を、商品、商品の包装若しくは容器及び商品の取引文書に用い、又は商標を広告宣伝、展示及びその他の商業的活動で用い、商品の出所の識別

---

<sup>1</sup> 原文の出典：中国国家知識産権局の公式サイト（2026年6月26日）

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/6/26/art\\_95\\_206942.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/6/26/art_95_206942.html)、（2026年7月10日最終閲覧）。

<sup>2</sup> 「許可」の原文は「核准」である。

と区別に用いる行為をいう。

3 前項にいう商標の使用は、インターネット等の情報ネットワークを通じて行われる使用行為を含むものとする。

**第3条** 商標業務は、党と国の知的財産戦略の施策を貫徹し、商標の保護、活用、管理及びサービスのレベルを向上させなければならない。

**第4条** 国務院商標管理部門は、全国の商標登録、管理の業務を担当する。県級以上の地方人民政府の商標業務を管理する部門は、当該行政区域内における商標の管理業務を担当する。

2 県級以上の地方人民政府の商標の法執行の職能を持つ部門は、職責権限に従い商標の法執行を担当する。

3 商標の登録、管理業務を担当する部門と商標の法執行を担当する部門は、情報の共有と業務連携を強化するためのメカニズムを構築する。

**第5条** 国務院商標管理部門の審査を経て登録が許可された商標を登録商標とし、商標権者は、「登録商標」又は登録マークを表示する権利を有し、登録商標専用権を享有し、法律の保護を受ける。

2 自然人、法人又は非法人組織が生産事業活動において、その商品又は役務について登録商標専用権を取得することが必要な場合は、国務院商標管理部門に商標登録出願をしなければならない。

**第6条** この法律で団体商標とは、業界協会等の社会団体又はその他の組織の名義で登録され、当該組織の構成員の商業活動における使用に供され、使用者が当該組織における構成員の資格を示す標識をいう。

2 この法律で証明商標とは、ある商品又は役務に対して監督能力を有する組織の管理の下で、当該組織以外の単位又は個人がその商品又は役務について使用し、当該商品又は役務の原産地、原材料、製造方法、品質又はその他の特定の品質の証明に用いられる標識をいう。

3 団体商標、証明商標の登録及び管理に関する特別事項は、国務院商標管理部門が規定する。

**第7条** 二以上の自然人、法人又は非法人組織は、国務院商標管理部門に共同して同一の商標登録出願をし、当該登録商標専用権を共同して享有し、行使することができる。

**第8条** 法律、行政法規が登録商標を使用しなければならないと規定している商品については、商標登録出願をしなければならない。登録の許可を経っていない商品は、市場で販売してはならない。

**第9条** 商標の登録出願及び商標の使用は、誠実信用の原則を遵守しなければならない。権利を濫用して、国の利益、社会公共の利益又は他者の合法的權益を損なってはならない。

2 商標使用者は、その使用する商標に係る商品の品質に責任を負わなければならない。各級の商標の管理業務、商標の法執行を担当する部門は、法により商標の管理と法執行を強化し、消費者を欺く行為を制止しなければならない。

**第10条** 商標登録の出願又はその他の商標に係る手続をするには、自ら処理することもでき、法により設立された商標代理機関に処理を委託することもできる。

**第11条** 外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国で商標登録出願をする場合は、

その所属する国が中華人民共和国と締結した協定若しくは共同して加盟している国際条約に基づいて取り扱わなければならない、又は平等主義の原則に基づいて取り扱わなければならない。

2 中国に恒常的な居所又は営業所を有しない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国で商標登録の出願及びその他の商標に係る手続をするには、法により設立された商標代理機関に処理を委託しなければならない。

**第12条** 商標の国際登録は、中華人民共和国が締結し又は加盟している関連する国際条約によって確立された制度を遵守するものとし、具体的な方法は国務院により定める。

**第13条** 国務院商標管理部門は、情報化、知能化された商標の公共サービスシステムの構築を強化し、商標関連手続きの利便性を向上させ、商標情報を完全で、正確にかつ遅滞なく公開し、商標情報サービス及び管理レベルを向上させる。

## 第二章 商標登録の要件

**第14条** 自然人、法人又は非法人組織の商品を他人の商品から区別することができる文字、図形、字母、数字、立体的標章、色彩の組合せ、音、動的標識等、並びにこれらの要素の組合せを含むいかなる標章も、商標として登録出願することができる。

**第15条** 次に掲げる標章は、商標として登録してはならず使用してはならない。

- (一) 中国共産党の名称、党旗、党章、勳章、又は重要な理論の成就、歴史的出来事に関連する象徴的な要素等と同一又は類似するもの
- (二) 中華人民共和国の国の名称、国旗、国章、国歌、軍旗、軍章、軍歌、勳章等と同一又は類似するもの、及び中央と国家機関の名称、標識、所在地の特定場所の名称又はシンボリックな建築物<sup>3</sup>の名称、図形と同一のもの
- (三) 外国の国の名称、国旗、国章、軍旗等と同一又は類似するもの。ただし、当該国の政府の同意を経ている場合は、この限りでない。
- (四) 政府間国際組織の名称、旗、徽章等と同一又は類似するもの。ただし、当該組織の同意を経ている場合、又は公衆を誤誘導しやすいものでない場合は、この限りでない。
- (五) 規制され、保証されることを示す公式標章又は検査印と同一又は類似するもの。ただし、授權を得ている場合は、この限りでない。
- (六) 「赤十字」、「赤新月」の名称、標章と同一又は類似するもの
- (七) 民族差別的な性質を帯びたもの
- (八) 欺瞞性を帯び、公衆に商品の品質、プロセス、原材料等の特徴又は産地について誤認を生じさせやすいもの
- (九) 公序良俗違反又はその他の悪影響を及ぼすもの

**第16条** 県級以上の行政区画の名称又は公衆に知られている外国の地名は商標として登録してはならず使用してはならない。ただし、その地名が別の意味を有し、又は団体商標、証明商標の構成部分とする場合は、この限りでない。すでに登録された地名を使用する商標は引き続き有効とする。

<sup>3</sup> 「ランドマーク」に同義である。

2 国立公園の標識、オリンピックシンボル、特別な標識等の標識が商標として登録され使用される場合には、この法律及び関連する法律、行政法規の規定に従う。

**第 17 条** 登録出願に係る商標は、顕著な特徴を有し、識別しやすいものでなければならない。次に掲げる標章は、商標として登録してはならない。

(一) その商品の普通名称、図形、型番のみからなるもの

(二) 商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接的に表示したにすぎないもの

(三) その他の顕著な特徴を欠くもの

2 前項に掲げる標章が、使用により顕著な特徴を取得し、かつ識別しやすいものとなった場合は、商標として登録することができる。

**第 18 条** 立体的標章、色彩の組み合わせ、音、動き標章等をもって商標登録出願をする場合、商品自体の性質のみによって生じたもの、技術的効果を得るために必要な、又は商品に実質的な価値を生じさせるための形状、色彩の組み合わせ、音、動き標章等は、商標として登録してはならない。

**第 19 条** 使用を目的とせず、かつ通常の生産事業活動の必要性を明らかに超えて行われた商標登録出願は登録を認めない。

2 詐欺又はその他の不正手段をもって商標登録出願をしてはならない。

**第 20 条** 登録出願に係る商標は、他人が同一の商品又は類似の商品についてすでに登録され又は先願の商標と同一又は類似してはならない。

**第 21 条** 同一又は類似の商品についてされた登録出願に係る商標が、他人の中国での未登録馳名商標の複製、模倣又は翻訳であって、混同を生じさせやすいものである場合、登録を認めずかつ使用を禁止する。

2 非同一又は非類似の商品についてされた登録出願に係る商標が、他人の中国で登録された馳名商標の複製、模倣又は翻訳であり、公衆への誤誘導により当該馳名商標の所持者の利益が損なわれるおそれがある場合は、登録を認めずかつ使用を禁止する。

**第 22 条** 授權を経ずに代理人又は代表者が自己の名義で被代理人又は被代表者の商標について登録し、被代理人又は被代表者が異議を申し立てた場合は、登録を認めずかつ使用を禁止する。

2 同一又は類似の商品について登録出願に係る商標が、他人の先使用の未登録商標と同一又は類似で、出願人が当該他人と前項の規定以外の契約、業務上の取引関係又はその他の関係を有するために当該他人の商標の存在を知らながら、当該他人が異議を申し立てた場合は、登録を認めない。

**第 23 条** 商標において商品の地理的表示が含まれているが、当該商品が当該地理的表示によって示された地域を出所とするものではなく、公衆を誤誘導させるものである場合は、登録を認めずかつ使用を禁止する。ただし、すでに善意で登録を取得した場合は引き続き有効とする。

2 前項にいう地理的表示とは、ある商品がある地域由来のものであることを示すもので、当該商品の特定の品質、信用又はその他の特徴が、主に当該地域の自然的要素又は人文的要素によって決まる標識をいう。

**第 24 条** 商標登録出願は、他人の既存の先行する合法的権益を損なってはならず、他人が

すでに使用し、かつ一定の影響のある商標を故意に先駆けて登録<sup>4</sup>してはならない。

**第 25 条** 商標代理機関は、その代理役務に係る商標登録の出願を除き、その他の商標登録の出願をしてはならない。

### 第三章 商標登録の出願

**第 26 条** 商標登録出願人は、定められた商品分類表に基づいて、使用に係る商標の商品区分及び商品名を記入し、登録出願しなければならない。

2 商標登録出願人は、一の出願により、複数の区分の商品について同一の商標の登録出願をすることができる。

3 商標登録出願等の関連する書類は、書面形式で提出しなければならない。電子データ交換等の形式により掲載された内容を有形的に表現でき、かつ随時読出し使用することが可能なデータメッセージは、書面形式とみなす。

**第 27 条** 登録商標について、許可された使用範囲以外の商品について登録商標専用権を取得することが必要な場合は、別途登録出願をしなければならない。

**第 28 条** 登録商標について、その標章を変更することが必要な場合は、改めて登録出願をしなければならない。

**第 29 条** 商標登録出願人は、その商標を外国で最初に登録出願をした日から6月以内に中国において同一商品について同一の商標登録出願をする場合は、当該国と中国とが締結した協定若しくは共同して加盟している国際条約、又は優先権相互承認の原則に基づき、優先権を享有することができる。

2 前項に基づいて優先権を主張する場合は、商標登録出願時に書面による声明を提出し、かつ3月以内に最初に提出した商標登録出願の書類の副本を提出しなければならない。書面による声明を提出せず、又は期間が経過しても商標登録出願の副本が提出されていない場合は、優先権の主張をしなかったものとみなす。

**第 30 条** 商標が中国政府の主催又は中国政府によって承認された国際博覧会に出展した商品について最初に使用された場合、当該商品が出展された日から6月以内に、当該商標の登録出願人は優先権を享有することができる。

2 前項の規定により優先権を主張する場合は、商標登録出願時に書面による声明を提出し、かつ3月以内にその商品が出展された博覧会の名称、出展された商品について当該商標が使用された証拠、出展日付等の証明書類を提出しなければならない。書面による声明を提出せず、又は期間が経過しても証明書類が提出されていない場合は、優先権は主張しなかったものとみなす。

**第 31 条** 商標登録出願のために申告した事項及び提供した材料は、真実で、正確でかつ完全でなければならない。

### 第四章 商標登録の審査と許可

**第 32 条** 登録出願に係る商標について、国務院商標管理部門は商標登録出願書類を受け取った日から9月以内に審査を完了しなければならないが、この法律の関連する規定を満た

<sup>4</sup> 原文は「抢先注册」である。

す場合は、初歩査定公告をする。

**第 33 条** 審査の過程において、国務院商標管理部門が商標登録出願の内容に関して説明又は補正が必要と認める場合は、出願人に説明又は補正を求めることができる。出願人が説明又は補正を行わなかった場合でも、国務院商標管理部門による審査決定には影響を及ぼさない。

**第 34 条** 登録出願に係る商標が、この法律の関連する規定を満たさない場合、国務院商標管理部門が出願を拒絶し、公告をしない。

**第 35 条** 二人又は二人以上の商標登録出願人が、同一の商品又は類似の商品について、同一又は類似の商標の登録出願をした場合、先に出願された商標について初歩査定して公告をする。同日出願については、先に使用された商標について初歩査定して公告し、その他の者による出願は拒絶し、公告をしない。

**第 36 条** 初歩査定公告された商標に対して、公告の日から 2 月以内に、先行権利者、利害関係人がこの法律第 20 条から第 22 条まで、第 23 条第 1 項、第 24 条の規定に違反すると認める場合、又は何人もこの法律第 15 条、第 16 条第 1 項、第 17 条から第 19 条まで、第 25 条の規定に違反すると認める場合、国務院商標管理部門に異議を申し立てることができる。公告期間が満了して異議申立がなかった場合は、登録を許可し、商標登録証を発行して公告する。

**第 37 条** 出願が拒絶され、公告がされない商標に対して、国務院商標管理部門は商標登録出願人に書面により通知しなければならない。商標登録出願人が不服のある場合は、通知を受領した日から 15 日以内に、国務院商標管理部門に復審を請求することができる。国務院商標管理部門は、請求を受け取った日から 9 月以内に決定し、かつ請求人に書面により通知しなければならない。特殊の事情で延長が必要な場合は、国務院商標管理部門の責任者の許可を経て、3 月間延長することができる。当事者が復審決定に不服がある場合は、通知を受領した日から 30 日以内に人民法院に訴えを提起することができる。

**第 38 条** 初歩査定公告された商標に対して異議を申し立てる場合、国務院商標管理部門は異議申立人及び被異議申立人から事実及び理由の陳述を聴取し、調査して事実確認した後、公告期間が満了した日から 12 月以内に、登録を許可するか否かの決定をし、かつ異議申立人及び被異議申立人に書面により通知しなければならない。特殊の事情で延長が必要な場合は、国務院商標管理部門の責任者の許可を経て、6 月間延長することができる。

2 国務院商標管理部門が登録を許可する旨決定した場合は、商標登録証を発行して公告する。異議申立人が不服のある場合は、この法律第 50 条、第 51 条の規定により、国務院商標管理部門に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。

3 国務院商標管理部門が登録しない旨決定し、被異議申立人が不服のある場合は、通知を受領した日から 15 日以内に復審を請求することができる。国務院商標管理部門は、請求を受け取った日から 12 月以内に復審決定をし、かつ異議申立人及び被異議申立人に書面により通知しなければならない。特殊の事情で延長が必要な場合は、国務院商標管理部門の責任者の許可を経て、6 月間延長することができる。被異議申立人が復審決定に不服がある場合は、通知を受領した日から 30 日以内に、人民法院に訴えを提起することができる。

る。人民法院は、異議申立人に対し、第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。

**第 39 条** 法定期間が満了し、当事者が国務院商標管理部門による出願拒絶査定、登録しない旨の決定に対して復審を請求しない場合、又は復審決定に対して人民法院に訴えを提起しない場合は、出願拒絶査定、登録しない旨の決定又は復審決定は発効する。

2 審査を経て、異議が成立せず登録が許可された商標は、商標登録出願人の取得する登録商標専用権の期間は初歩査定公告後 2 月を満了した日から起算する。当該商標の公告期間が満了した日から、登録が許可されることが決定されるまでに、他人による同一又は類似の商品に当該商標と同一又は類似の標章を使用した行為に対して遡及効を有しない。ただし、当該使用者の悪意により商標権者に与えた損害は賠償しなければならない。

**第 40 条** 商標登録の出願と商標復審の請求に対して、国務院商標管理部門は遅滞なく審査しなければならない。

2 出願人は、前項に規定する事項の取下げを申請することができる。

**第 41 条** 国務院商標管理部門は、商標異議申立の審理、拒絶の復審、登録しない旨の決定の復審及び無効宣告事件の審理の過程で、関係する先行権利の確定が人民法院の審理中又は行政機関の処理中の別の事件の結果を根拠とする必要がある場合は、審査、審理を中止することができる。中止の原因の解消後は、審査、審理の手続を遅滞なく再開しなければならない。

**第 42 条** 商標登録出願人又は商標権者が、商標の出願書類又は登録書類に明らかな誤記を発見した場合は、訂正を請求することができる。国務院商標管理部門は、法により、その職権の範囲内で訂正し、かつ当事者に通知する。

2 前項にいう誤記の訂正は、商標の出願書類又は登録書類の実体的な内容には関わらない。

## 第五章 登録商標の存続期間の更新、変更、譲渡及び抹消

**第 43 条** 登録商標の存続期間は 10 年とし、当該商標の設定登録日から起算する。

**第 44 条** 登録商標の存続期間が満了し、引き続き使用したい場合、商標権者は、存続期間の満了前 12 月以内に、規定に基づいて存続期間の更新の手続をしなければならない。

この期間に手続をすることができなかつたときは、6 月の猶予期間を与えることができる。毎回の更新登録による存続期間は 10 年とし、当該登録商標の前回の存続期間の満了する日の翌日から起算する。猶予期間が満了しても更新手続がされていなかった場合は、その登録商標を抹消する。

2 国務院商標管理部門は、存続期間の更新登録をした商標に対して公告をしなければならない。

**第 45 条** 登録商標について、商標権者の名義、住所又はその他の登録事項を変更する必要が生じた場合は、変更申請を提出しなければならない。

**第 46 条** 登録商標を譲渡する場合は、譲渡人と譲受人は、譲渡契約を締結し、かつ共同して国務院商標管理部門に申請しなければならない。譲受人は当該登録商標の使用に係る商品の品質を保証しなければならない。

2 登録商標を譲渡する場合、商標権者は、同一の商品について登録した類似の商標、又は

類似の商品について登録した同一又は類似の商標を一括して譲渡しなければならない。

3 混同を生じさせやすく又はその他の悪影響のある譲渡は、国務院商標管理部門は許可を認めないものとし、書面により申請者に通知し、かつ理由を説明する。

4 登録商標の譲渡が許可された後に公告される。譲受人は公告日より登録商標専用権を享有する。

**第 47 条** 団体商標、証明商標を譲渡する場合、譲受人は相応の主体的資格及び監督能力を有しなければならない。

**第 48 条** 商標権者がその登録商標の抹消又は指定商品の一部に関する登録の抹消を申請し、国務院商標管理部門が抹消を許可した場合は公告される。当該登録商標専用権、又は当該登録商標専用権の当該部分の指定商品における効力は、公告の日から消滅する。

**第 49 条** 商標権者がその登録商標の抹消を申請した場合、抹消の公告の日から 1 年以内に、国務院商標管理部門は他人の同一又は類似商品について当該商標同一又は類似の商標登録出願に対して登録を許可しない。

## 第六章 登録商標の無効宣告

**第 50 条** 登録された商標が、この法律第 15 条、第 16 条第 1 項、第 17 条から第 19 条まで、第 25 条の規定に違反し、国務院商標管理部門は当該登録商標の無効を宣告する。その他の単位又は個人は、国務院商標管理部門に当該登録商標の無効の宣告を請求することができる。

2 国務院商標管理部門による登録商標の無効を宣告する旨の決定は、書面により当事者に通知しなければならない。当事者に不服がある場合は、通知を受領した日から 15 日以内に復審を請求することができる。国務院商標管理部門は、請求を受け取った日から 9 月以内に決定し、かつ書面により当事者に通知しなければならない。特殊の事情で延長が必要な場合は、国務院商標管理部門の責任者の許可を経て、3 月間延長することができる。当事者が復審決定に不服がある場合は、通知を受領した日から 30 日以内に人民法院に訴えを提起することができる。

3 その他の単位又は個人が国務院商標管理部門に登録商標の無効の宣告を請求する場合、国務院商標管理部門が請求を受け取った後に書面により関係する当事者に通知し、かつ期間を定めて答弁書を提出させなければならない。国務院商標管理部門は、請求を受け取った日から 9 月以内に、登録商標の維持又は登録商標の無効を宣告する旨の裁定をし、かつ書面により当事者に通知しなければならない。特殊の事情で延長が必要な場合は、国務院商標管理部門の責任者の許可を経て、3 月間延長することができる。当事者が国務院商標管理部門の裁定に不服がある場合は、通知を受領した日から 30 日以内に、人民法院に訴えを提出することができる。人民法院は、商標の裁定手続の相手方当事者に対し、第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。

**第 51 条** 登録された商標が、この法律第 20 条から第 22 条、第 23 条第 1 項、第 24 条の規定に違反した場合、商標登録の日から 5 年以内に、先行権利者又は利害関係人は、国務院商標管理部門に当該登録商標の無効の宣告を請求することができる。悪意による登録に対しては、馳名商標の所持者は 5 年間の期間の制限を受けないものとする。

2 国務院商標管理部門は、登録商標の無効を宣告する請求を受け取った後に、書面により

関係する当事者に通知し、期間を定めて答弁書を提出させなければならない。国務院商標管理部門は、請求を受け取った日から12月以内に登録商標の維持又は登録商標の無効を宣告する裁定をし、かつ書面により当事者に通知しなければならない。特殊の事情で延長が必要な場合は、国務院商標管理部門の責任者の許可を経て、6月間延長することができる。当事者が国務院商標管理部門の裁定に不服がある場合は、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に訴えを提起することができる。人民法院は、商標の裁定手続の相手方当事者に対し、第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。

**第52条** 法定期間が満了し、当事者が国務院商標管理部門による登録商標の無効宣告の決定に対して復審を請求しない場合、又は復審決定、登録商標の維持若しくは登録商標の無効宣告の裁定について人民法院に訴えを提起しない場合は、国務院商標管理部門による決定、裁定は発効する。

**第53条** この法律第50条、第51条の規定により無効が宣告された登録商標は、国務院商標管理部門が公告し、当該登録商標専用権は初めからなかったものとみなす。

2 登録商標の無効を宣告する決定又は裁定は、無効が宣告される前に人民法院によってなされかつ執行された商標権侵害事件の判決、裁定、調停書及び商標の法執行を担当する部門によってなされかつ執行された商標権侵害事件の処理決定、並びに履行された商標の譲渡又は使用許諾契約に対しては遡及効を有しない。ただし、商標権者の悪意により他人に与えた損害は賠償しなければならない。

3 前項の規定により、商標権侵害の賠償金、商標譲渡料、商標使用料を返還しなければ、明らかに公平の原則に反する場合は、全部又は一部を返還しなければならない。

## 第七章 商標の管理

**第54条** 商標登録出願人が、次に掲げる悪意による商標登録出願行為のいずれかを行い、悪影響を及ぼした場合、商標の法執行を担当する部門は警告し、かつ10万元以下の過料を併科することができる。

(一) 標章がこの法律第15条、第16条第1項の規定に違反することを知りながら、商標として登録の出願をすること

(二) この法律第19条の規定に違反して商標登録を出願すること

(三) 故意にこの法律第21条、第22条、第24条の規定に違反して、商標登録を出願すること

**第55条** 商標権者は、自ら商標を使用することができ、商標使用許諾契約を締結することにより、他人にその登録商標の使用を許諾することもできる。許諾者は被許諾者がその登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。被許諾者はその登録商標の使用に係る商品の品質を保証しなければならない。被許諾者が品質保証義務を履行しない場合、許諾者は商標使用許諾契約を解除する権利がある。

2 許諾を受けて他人の登録商標を使用する場合は、当該登録商標の使用に係る商品に被許諾者の名称及び商品の産地を明記しなければならない。

3 他人にその登録商標の使用を許諾する場合は、許諾者はその商標使用許諾を国務院商標管理部門に届け出なければならず、国務院商標管理部門が公告する。商標使用許諾は届出を経なければ、善意の第三者に対抗することができない。

**第 56 条** 公衆を誤誘導する態様で登録商標を使用した場合、商標の法執行を担当する部門は、期間を定めて是正を命じる。違法経営額が 5 万元以上の場合、違法経営額の 5 倍以下の過料を科することができる。違法経営額がなく又は違法経営額が 5 万元未満の場合、25 万元以下の過料を科することができる。期間が経過しても是正されない場合は、国務院商標管理部門がその登録商標を取り消す。

**第 57 条** 商標権者が登録商標を使用する過程において、登録商標、商標権者名義、住所又はその他の登録事項を自ら変更した場合は、商標の法執行を担当する部門が期間を定めて是正を命じる。期間が経過しても是正されない場合は、5 万元以下の過料を科す。情状が重い場合、国務院商標管理部門がその登録商標を取り消す。

2 登録商標が、その使用が許可された商品の普通名称となり、又は正当な理由がなく継続して三年間使用しなかった場合は、いかなる単位又は個人も、国務院商標管理部門に当該登録商標の取消しを請求することができる。国務院商標管理部門は、請求を受け取った日から 9 月以内に決定しなければならない。特殊の事情で延長が必要な場合は、国務院商標管理部門の責任者の許可を経て、3 月間延長することができる。

3 登録商標が前項に規定する事由に該当する場合、国務院商標管理部門は当該登録商標を取り消すことができる。具体的な方法は国務院商標管理部門が定める。

**第 58 条** 国務院商標管理部門による登録商標を取り消す又は登録商標を取り消さない旨の決定に対して、当事者が不服のある場合は、通知を受領した日から 15 日以内に国務院商標管理部門に復審を請求することができる。国務院商標管理部門は、請求を受け取った日から 9 月以内に決定を行い、かつ書面により当事者に通知しなければならない。特殊の事情で延長が必要な場合は、国務院商標管理部門の責任者の許可を経て、3 月間延長することができる。当事者が復審決定に不服のある場合は、通知を受領した日から 30 日以内に人民法院に訴えを提起することができる。

**第 59 条** 法定期間が満了し、当事者が国務院商標管理部門による登録商標を取り消す旨の決定について復審を請求しない場合、又は復審決定について人民法院に訴えを提起しない場合は、登録商標を取り消す旨の決定、復審決定は発効する。

2 取り消された登録商標は、国務院商標管理部門が公告し、当該登録商標専用権は公告の日から消滅する。

**第 60 条** 団体商標権者、証明商標権者が次に掲げるいずれかの行為を行った場合、商標の法執行を担当する部門は、期間を定めて是正を命じるものとする。期間が経過しても是正されない場合は 1 万元以下の過料を科し、情状が重い場合は 1 万元以上 10 万元以下の過料を科す。

(一) 商標管理の職責の行使を怠り、消費者に損害をもたらした場合

(二) 団体商標権者が、正当な理由がなく、当該組織の構成員による団体商標の使用を許諾せず、又は証明商標権者が正当な理由がなく、要件を満たす申請者による証明商標の使用を許諾しない場合

(三) この法律、関連する行政法規及び国の関連規定に違反して登録商標専用権を行使し、悪影響を及ぼした場合

**第 61 条** この法律第 8 条の規定に違反した場合、商標の法執行を担当する部門が期間を定めて登録出願することを命じる。違法経営額が 5 万元以上の場合は、違法経営額の 20%

以下の過料を科すことができ、違法経営額がなく又は違法経営額が5万元未満の場合は、1万元以下の過料を科すことができる。

**第62条** 未登録商標を登録商標と偽って使用した場合、又は未登録商標を使用してこの法律第15条、第16条第1項の規定に違反した場合は、商標の法執行を担当する部門が期間を定めて是正を命じる。違法経営額が5万元以上の場合は、違法経営額の20%以下の過料を科すことができ、違法経営額がなく又は違法経営額が5万元未満の場合は、1万元以下の過料を科すことができる。

**第63条** 関連公衆に広く知られている商標について、所持者がその権利が侵害されたと認められた場合は、この法律の規定に基づいて、馳名商標の保護を請求することができる。

2 商標登録の審査、審理、商標違法事件の調査、処理又は不正競争事件の調査、処理の過程で、当事者が法により権利を主張する場合、国務院商標管理部門は、事件の処理の必要に応じて商標の馳名状況に対して確認することができる。

3 商標の民事事件、商標の行政事件又は不正競争事件の審理の過程で、当事者が法により権利を主張する場合、最高人民法院が指定した人民法院は、事件の審理の必要に応じて、商標の馳名状況に対して確認することができる。

4 商標の馳名状況は、当事者の請求により、商標に係る事件の処理において認定が必要な事実として確認しなければならない。商標の馳名状況を確認するには、次に掲げる要素を総合的に考慮しなければならない。

- (一) 関連公衆の当該商標に対する認知度
- (二) 当該商標の使用が継続されている期間、態様及び地域的範囲
- (三) 当該商標に係るあらゆる宣伝業務の継続期間、程度及び地域的範囲
- (四) 当該商標が保護される記録、特に当該商標が馳名商標として保護される記録
- (五) 当該商標が馳名であることのその他の要因

**第64条** 生産事業者は、「馳名商標」という表示を商品、商品の包装若しくは容器に用いてはならず、又は広告宣伝、展示及びその他の商業的活動において使用してはならない。

2 前項の規定に違反した場合、商標の法執行を担当する部門が是正を命じ、10万元以下の過料を科す。

**第65条** 商標代理機関と商標代理に従事する者は、誠実信用の原則に従い、法律、行政法規を遵守し、職業道徳、執務紀律を厳守し、勤勉で職責を尽くす義務を履行し、委託者の合法的權益を守り、国の利益、社会公共の利益又は他者の合法的權益を損なう行為を行ってはならず、委託者を幫助してはならない。

2 商標代理機関は、委託者の委託に基づいて商標登録の出願又はその他の商標に係る手続をしなければならない。代理の過程において知った委託者の営業秘密については守秘義務を負うものとする。委託者の登録出願に係る商標に、この法律に規定する登録できない場合に該当する可能性がある場合、商標代理機関は委託者に明確に告知しなければならない。

3 商標代理の従事者は、商標代理機関から割り当てられた商標代理業務を遂行するものとし、自ら委任を受けてはならない。商標代理の従事者は、同時に複数の商標代理機関において商標代理業務に従事してはならない。商標代理の従事者は、その署名の下で取り扱う商標代理業務について責任を負う。

4 商標代理機関は、当該機関及びその商標代理従事者に関する情報を、国務院商標管理部

門に届け出なければならない。各級の商標の管理業務、商標の法執行を担当する部門は、商標代理機関、商標代理従事者に対する管理を強化しなければならない。

**第 66 条** 商標代理業界組織は商標代理業界の自律的な組織である。

2 商標代理業界組織は、規約における規定に従って会員の入会条件を厳格に実行し、業界の自律を強化し、業界の自律規範及び懲戒規則を制定し、業務研修と職業道徳、執業紀律の教育を実施し、会員が法令に基づいて商標代理業務を行うことを主宰して指導し、業界のサービス水準を絶えずに向上させ、業界の自律規範に違反した会員に対して懲戒を実行しなければならない。商標代理業界組織は、その入会会員及び行った懲戒の状況を遅滞なく社会に公表しなければならない。

**第 67 条** 商標代理機関が次に掲げるいずれかの行為をした場合、商標の法執行を担当する部門は期間を定めて是正を命じる。1 万元以上 10 万元以下の過料を科す。情状が重い場合は、10 万元以上 20 万元以下の過料を科す。直接責任を負う担当者及びその他の直接責任者に警告をし、5 千元以上 5 万元以下の過料を併科する。情状が重い場合は、5 万元以上 10 万元以下の過料を併科する。

- (一) 商標に関する手続をする過程で、法的文書、印章、署名を偽造し、変造し、又は偽造し、変造した法的文書、印章、署名を使用する行為
- (二) 詐欺、誘惑して騙し又は他の商標代理機関を誹謗する等の手段により、商標代理業務を誘致する行為
- (三) 同一の商標事件において、利害が相反する双方から依頼を受ける行為
- (四) 委託者の登録出願に係る商標がこの法律第 15 条、第 16 条第 1 項、第 19 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条に規定する事由に該当することを知りながら、又は知るべきでありながら、商標登録出願の依頼を受ける行為
- (五) この法律第 25 条の規定に違反する行為、又はこの法律第 54 条に規定する事由に該当する行為
- (六) その他の不正な手段により商標代理市場の秩序を乱す行為

2 商標代理機関に前項に規定する行為をした場合、情状が重いとき、國務院商標管理部門は、その商標代理業務に係る案件の受理の停止を決定し、公告することができる。

3 商標代理機関が法により届け出をしなかった場合、商標の法執行を担当する部門は、期間を定めて是正を命じ、期間が経過しても是正されない場合、1 万元以上 5 万元以下の過料を科す。

4 商標代理機関が、誠実信用の原則に違反し、勤勉で職責を尽くす義務を履行せず、委託者の合法的利益を侵害した場合は、法により民事責任を負わなければならない、かつ商標代理業界組織が規約における規定により懲戒を行う。

**第 68 条** 商標代理従事者が次に掲げるいずれかの行為を行った場合、商標の法執行を担当する部門は、期間を定めて是正を命じ、警告し、5 千元以上 5 万元以下の過料を併科する。情状が重大な場合は、5 万元以上 10 万元以下の過料を併科する。

- (一) 自ら商標代理業務の委託を受ける行為
- (二) 同時に二以上の商標代理機関において商標代理業務に従事する行為
- (三) その他の商標代理市場の秩序を著しく乱す行為

**第 69 条** 域外での商標登録出願の審査、審理又は商標に関する案件の処理において、当該

商標が中国域内の関連公衆に広く知られていることを証明する必要がある場合、当事者の請求により、国務院商標管理部門は、この法律第 63 条の規定に基づいて、当該商標の馳名状況について確認することができる。

- 2 詐欺等の不正な手段をもって中国域内の委託者のために、域外での商標登録出願又は商標に関するその他の事項を処理し、委託者の利益、又は国の利益、社会公共の利益、他者の合法的な権益を損なった場合、この法律第 67 条の規定に従って処理され、処罰される。

**第 70 条** 公衆を誤誘導するように登録商標を使用し、登録商標専用権を侵害する等の違法行為に対し、いかなる単位又は個人も、商標の管理業務及び商標の法執行を担当する部門に対し、苦情を申し立て、通報する権利を有する。

## 第八章 登録商標専用権の保護

**第 71 条** 登録商標専用権は、登録が許可された商標及び使用が許可された商品に限るものとする。

**第 72 条** 次の各号に掲げる行為のいずれかに該当する場合は、いずれも登録商標専用権の侵害に該当する。

- (一) 商標権者の許諾を経ずに、同一の商品についてその登録商標と同一の商標を使用する行為
- (二) 商標権者の許諾を経ずに、同一の商品についてその登録商標と類似の商標を使用し、又は類似の商品についてその登録商標と同一若しくは類似の商標を使用し、混同を生じさせやすい行為
- (三) 登録商標専用権を侵害する商品を販売する行為
- (四) 他人の登録商標に係る標章を偽造し、無断で製造し、又は偽造し、無断で製造した登録商標の標章を販売する行為
- (五) 商標権者の同意を経ずに、その登録商標を取り換え、かつ当該取換えた商標に係る商品を再度市場に投入する行為
- (六) 故意に他人の登録商標専用権を侵害する行為のために、便利な条件を提供し、他人による登録商標専用権の侵害行為の実施を幫助する行為
- (七) 他人の登録商標専用権にその他の損害をもたらす行為

**第 73 条** 登録商標に含まれるその商品の普通名称、図形、型番、若しくは商品の種類、性質、品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量、価値、地理的出所及びその他の特徴を直接表示するもの、若しくは登録商標に含まれる地名について、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権原を有しない。

- 2 立体的標章、色彩の組合せ、音、動き標章等の登録商標に含まれる商品自体の性質によって生じた、技術的効果を得るために必要なもの、又は商品に実質的価値を持たせるための形状、色彩の組合せ、音、動的効果等について、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権原を有しない。

- 3 提供される商品の用途、適用される対象、使用される場面等の情報の表示、又は商品の真の出所を表示するためにのみ関連する登録商標の使用について、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権原を有しない。ただし、混同を生じさせやすい場合はこの限りでない。

4 商標権者が商標登録出願をする前に、他人がすでに同一又は類似の商品について、商標権者より先に登録商標と同一又は類似し、かつ一定の影響を有する商標を使用している場合、登録商標専用権者は、当該使用者の原使用範囲における当該商標の引き続きの使用を禁止する権原を有しない。ただし、当該使用者に対して適切な区別のための標識の付加を求めることができる。

**第 74 条** この法律第 72 条に掲げる登録商標専用権を侵害する行為のいずれかに該当し、紛争を生じた場合は、当事者が協議して解決する。協議を望まない場合、又は協議が成立しない場合、商標権者又は利害関係人は人民法院に訴えを提起することもでき、商標の法執行を担当する部門に処理を請求することもできる。

2 商標の法執行を担当する部門による処理のとき、侵害行為が成立すると認定した場合は、侵害行為の即刻の停止を命じ、侵害に係る商品及び主に侵害に係る商品の製造、登録商標の標章の偽造に用いられる道具を没収する。違法経営額が 5 万元以上である場合に、違法経営額の 5 倍以下の過料を併科することができる。違法経営額がなく又は 5 万元未満である場合に、25 万元以下の過料を併科することができる。5 年以内に商標権侵害行為を 2 回以上行い、又はその他の重い情状を有する場合は、嚴重に処罰しなければならない。登録商標専用権を侵害する商品であることを知らずに販売し、当該商品は自らが合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者について説明できる場合は、商標の法執行を担当する部門が販売の停止を命じる。

3 登録商標専用権の侵害の賠償額に関する争いについて、当事者は商標の法執行を担当する部門に調停を請求することができ、「中華人民共和國民事訴訟法」により人民法院に訴えを提起することもできる。商標の法執行を担当する部門の調停を経ても、当事者に協議が成立せず又は調停書の発効後に履行されない場合、当事者は「中華人民共和國民事訴訟法」により人民法院に訴えを提起することができる。

**第 75 条** 登録商標専用権を侵害する行為に対して、商標の法執行を担当する部門は、法により調査、処理の権限を有する。

2 登録商標専用権を侵害して犯罪の疑いがある場合、商標の法執行を担当する部門は、遅滞なく公安機関の法による処理のために移送しなければならない。法により刑事責任を追究する必要がない場合又は刑事罰は免除されるが、行政罰を科すべき場合、公安機関、人民検察院、人民法院は、当該事件を遅滞なく商標の法執行を担当する部門の法による処理のために移送しなければならない。公安機関、人民検察院、人民法院が、商標の法執行を担当する部門と商標登録、管理業務を担当する部門に対し、専門的なサポート、認定意見の提供、又は侵害物品の無害化処理等の協力について、協議による要請した場合、関係する部門は遅滞なく協力しなければならない。

**第 76 条** 商標の法執行を担当する部門は、すでに取得した被疑違法の証拠又は受けた苦情申立て、通報に基づき、他人の登録商標専用権を侵害する疑いのある行為に対する調査、処理に際して、次に掲げる職権を行使することができる。

- (一) 関係する当事者を尋問し、他人の登録商標専用権の侵害に関する状況を調査すること
- (二) 当事者が侵害活動に関係する契約、領収書、帳簿、伝票、ファイル、記録、業務上のメール類、視聴覚資料、電子データ、及びその他の関連する資料を閲覧し、複製

すること

- (三) 当事者が、他人の登録商標専用権の侵害活動の従事に疑いのある場所に対して現場検証を実施すること
- (四) 侵害活動に関係する物を検査し、他人の登録商標専用権を侵害する物であることを証明する証拠がある場合は、封印し又は差し押えることができること
- (五) 証拠が滅失し、又は後に入手が困難になるおそれがある場合には、先行して登録して保存することができること

- 2 商標の法執行を担当する部門が法により前項に規定する職権の行使に際して、当事者は協力し、連携しなければならない、拒否し、妨害してはならない。
- 3 商標権の侵害事件の調査、処理の過程において、商標権の帰属に争いがあり、又は権利者が同時に人民法院に商標権の侵害訴訟を提起した場合、商標の法執行を担当する部門は、事件の調査、処理を中止することができる。中止の原因が解消された後、事件の調査、処理手続を再開し又は終結しなければならない。

**第 77 条** 登録商標専用権の侵害の損害賠償額は、権利者が侵害されたことにより被った実際の損害又は侵害者が侵害により得られた利益により決定する。権利者の損害又は侵害者が得られた利益の決定が困難な場合は、当該商標の使用許諾料の倍数を参照して合理的に決定する。故意に登録商標専用権を侵害し、情状が重い場合は、上述の方法によって決定した金額の 1 倍以上 5 倍以下で賠償額を決定することができる。

- 2 人民法院は、賠償額を決定するために、権利者がすでに立証に尽力し、侵害行為に関連する帳簿、資料が主に侵害者により掌握されている場合に、侵害者に侵害行為に関連する帳簿、資料の提供を命じることができる。侵害者が提供せず、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張及び提供した証拠を参酌して賠償額を判定することができる。
- 3 権利者が侵害により被った実際の損害、侵害者が侵害により得られた利益、登録商標の使用許諾料の決定が困難な場合は、人民法院が侵害行為の情状に応じて判決により 500 万元以下の賠償を支払うことを命じる。
- 4 賠償額は、権利者が侵害行為を制止するために支払った合理的な支出をも含めなければならない。
- 5 人民法院が商標の紛争事件を審理するとき、権利者の請求により、登録商標を仮冒する商品に対しては特殊の事情を除き廃棄を命じ、主に登録商標を仮冒する商品の製造に用いられる材料、道具に対しては廃棄を命じかつ補償はせず、又は特殊の事情の下で、前記材料、道具の商業的ルートへの進入の禁止を命じかつ補償はしない。
- 6 登録商標を仮冒する商品は、仮冒する登録商標だけを除去した後に商業的ルートへの進入をしてはならない。

**第 78 条** 登録商標専用権者による賠償の請求について、被疑侵害者は登録商標専用権者が登録商標を使用していないことをもって抗弁した場合、人民法院は登録商標専用権者に、侵害行為の発生前 3 年以内にその登録商標を実際に使用している証拠の提供を求めることができる。登録商標専用権者が、これまで 3 年以内に、その登録商標を実際に使用していたことを証明することができず、侵害行為によりその他の損害を被ったことも証明することができなかつた場合、被疑侵害者は賠償責任を負わない。

2 登録商標専用権の侵害に係る商品であることを知らずに販売し、その商品は自らが合法的に取得したものであり、かつ提供者について説明できる場合は、賠償責任を負わない。

**第 79 条** 商標権者又は利害関係人は、他人がその登録商標専用権の侵害行為を実施しており又は実施しようとしていることを証明する証拠があり、遅滞なく制止しなければ、その合法的権益に回復しがたい損害を被るおそれがある場合は、法により、訴えを提起する前に、人民法院に關係する行為を停止させる命令と財産保全の措置を申し立てることができる。

**第 80 条** 侵害行為を制止するために、証拠が滅失するおそれがあり又はその後取得が困難な場合、商標権者又は利害関係人は、法により訴えを提起する前に人民法院に証拠保全を申し立てることができる。

**第 81 条** 悪意をもって結託し、基本的事実を一方的に捏造する等の手段で商標訴訟を提起した場合、人民法院は法により処罰する。相手の当事者に損害をもたらした場合は、法により民事責任を負わなければならない。

**第 82 条** 商標の登録、管理及び法執行等の業務に従事する公務員は、公平に法執行を行い、廉潔で自らを律し、職務に忠実で、文明的に奉仕しなければならない。

2 商標の登録、管理業務を担当する部門及び商標の法執行を担当する部門、並びに商標登録、管理及び法執行等の業務に従事する公務員は、商標の代理業務及び商品の生産事業活動に従事してはならない。

**第 83 条** 商標登録、管理業務を担当する部門及び商標の法執行を担当する部門は、内部監督制度を確立して健全化しなければならない。商標登録、管理及び法執行等の業務を担当する公務員による法律、行政法規の執行、並びに規律の遵守の状況について、監督検査をしなければならない。

**第 84 条** 商標登録、管理及び法執行等の業務に従事する公務員が、この法律の規定に違反し、商標の代理業務、商品の生産事業活動に従事する場合、又は職権を濫用し、職責を怠り、私利のために不正行為を働き、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、法により処分を科す。

- (一) 商標登録要件を満たさない出願に商標登録を認め、悪影響をもたらす場合
- (二) 法により是正命令、行政罰を科す等の決定を出すべきにもかかわらず決定を出さなかった場合
- (三) 違法行為を発見し、又は苦情申立て、通報を受けたにもかかわらず、法により商標の管理、法執行の職責を履行しなかった場合
- (四) その他の法により処分を科すべき行為

**第 85 条** この法律の規定に違反し、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

## 第九章 附則

**第 86 条** 商標登録出願及びその他の商標に関する手続を行う場合は、手数料を納付しなければならない。具体的な徴収額は別途で定める。

**第 87 条** この法律は、2027 年 1 月 1 日より施行する。

2 この法律の施行前にすでに登録された商標は引き続き有効とする。